						受:	理 彳	介和	年	月	日	3	発 送	令和	年	Ĕ.	月	日
	離	É	婚	届			第				号							
			• -	· -		送	付 令	介和	年	月	日						長	長 印
	令	£π	年	月	日届出		第				号							
	т.	TH	+-	Л	н/шш	書類	調査	戸籍	記載	記載部	周査	調査	票	附票	自	主民票	道	知
			東京都	都狛江市	長 殿													
		(よみか	· た)	夫							賽							
(1)	氏		名		氏				4				氏				名	
	生.	年	月日			i 年		月		日				- <b></b> 年	_ <u>i</u>	月		日
						-		/1		I				<u>'</u>				н
	住		所															
		住民登録 いると	をして ころ															
		(よみか	n た)	世帯主							世帯	·						
				の氏名	1						の氏	名						
(2)	本		籍													番地番		
	(i	外国人の 国籍だけ . てくだ	ときはを書い	筆頭者														
			養父母	の氏名 夫の父					続き	• 柄	妻の	142					紹	き柄
		の氏		人の人						男	- ±€.	母					-	女
	右記の	り善父母に	外にも巻	養父					続き	柄	養父						彩	き柄
	他の相	がいる場合 関に書いて	ください	養母	tett t er				養	子	養長	ŀ				-		女
(3)	離	婚の	種別	□協議	雅婚 年		月	日成	立	□和□請	7解 背求の	認諾		年年		月月		戈立 忍諾
合和 年 月 日 干前 干後 時 分受額				□審判□夫	年口ま		月 戸籍に	日確		□判	沙			年		月	日码	能定
□マ□免□旅	婚	烟前	の氏に		(1		戸籍を											
夫 □住 □その他 □無	\$ 8	どる者	の本籍	£								番地		よ <u>みかた</u> ) <b>筆頭者</b>				
( )	+-	+ /	n 7 m	1.1040	1 de						-0- 10	番	0	の氏名				
下受理 (5)	大 氏	以 午 (	の子の 名		子							親権						
<ul><li>通知 □要 □不要 (6)</li><li>□マ□免□旅 (7)</li></ul>	同	居の	期間	] (	年 司居を始め;	月 トレき	-	かり	ò			( 8	居1.	年 たとき)		月	まっ	Ţ.
<b>五</b> □住 (8)		居す	る前の	)	-4/LI C /LI+/ /		- /					(//	J/LI ()	番出	也			
( )	住		所	_	業だけまたは	農業と	その他	の仕事	を持って	ている世	t帯			番		号		
□有 □無		<b></b> ,	- v	□2. 自	由業・商工業	・サー	ビス業	等を個。	人で経行	営してい	る世帯							
通知 □要 □不要 (9)			る前の おもな		業・個人商店 帯(日々また						上帯 で黄	かめ先の	り従業者	者数が 1 /	人から9	39人まて	* <i>0</i> )	
□マ□免□旅 使 □住	仕事	事と			にあてはまら から4にあて									または14	F未満	の契約の	雇用者	は5)
者□その他□無					から4にめて 事をしている				工争を	CCVS	)-f3 U)V	·のE1	п					
( ) E 付 令 年 月 日	夫	妻の	職業	(国勢調: 夫の恥	査の年…令和 戦業	年…	・の4月	1日から	5翌年3	3月31日		届出を の職業		きだけ書い	ヽてくた	ごさい)		
	そ																	
確認 通知	の他																	
	-	H 7	署名	夫							賽							
			は任意)							印								印
	事	件 簿	番号	ļ.		]		E所を知			_			夫	(		)	
							夫妻		年年	月月	日日		絡 先	妻	(		)	

## 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。 そのほかに必要なもの 調料管理からき→調件回書の謄本 事料難嫌のとき→各利報の課本と確定証明書 和解離録のとき→和解調書の勝本 認託離婚のときの起席書の謄本 判決機嫌のとき→利決書の勝本と確定証明書

	缸	人	(協調	養離婚のと	ときだけ必要です	-)		
署 名 (※押印は任意)				印				印
生年月日		年	月	B		年	月	B
住 所								
本 籍			番地番				番地番	

□には、あてはまるものに oのようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。

(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされていま す。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

□面会交流について取決めをしている。 □まだ決めていない。

「面会交流:未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的, 継続的に、会って話をしたり,一緒に遊んだり,電話や手紙 などの方法で交流すること。

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

□養育費の分担について取決めをしている。 「養育費:経済的に自立していない子 (例えば、アルバイト等

取決め方法:(□公正証書 □それ以外)

による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に 必要な経費、教育費、医療費など。 

□まだ決めていない。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。 面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームベー ジ内にも掲載しています。

○ 法務省 離婚



法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を 無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。 【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

## ◎署名は必ず本人が自署してください。

例

(協議離婚)

## 届

| X X 年 X X 月 X X 日届出

記入の注意

※提出はA3用紙となります。

A3で印刷するか、A3に拡大コピーしてから記入してください。

東京都狛江市 長 殿 (よみかた) よしたろう うめこ 氏 名 甲野 甲野 梅子 義太郎 生 年 月 日 平成6 平成5 年 1 月 12 日 年 8 月 29 日 東京都狛江市和泉本町1丁目1番5号 千葉県白井市復1123番地 住民登録をして いるところ (よみかた) 千葉 太郎 甲野 義太郎 の氏名 住民票の表示と同じように 番地 東京都狛江市和泉本町1丁目1 番 部屋番号まで記載ください 甲野 義太郎 てください 父母及び養父母 夫の父 妻の父 甲野 忠治 千葉 隆一 の氏名 母 甲野 松子 **長** 男 母 千葉 春子 二 女 父母との続き柄 続き柄 続き柄 右記の養父母以外にも養 養父 養父 父母がいる場合にはその 他の欄に書いてください 養母 養母 養女 ☑協議離婚 □和解 日成立 離婚の種別 □調停 口請求の認諾 月 日認諾 日成立 在 □審判 日確定 口夫 □もとの戸籍にもどる マロ免口旅 婚姻前の氏に ☑妻 ☑新しい戸籍をつくる 番地 もどる者の本籍 筆頭者 □その他 □ 千葉県白井市復1123 千葉 梅子 の氏名 口有 口無 未成年の子の 妻が親権 千葉 一男、千葉 恵 平成30年 3月 令和3年 月2 まで 同居の期間 別居する前の 5 (号) 東京都狛江市和泉本町1丁目1 コその他 口無 □1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 口有 口無 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 別居する前の □3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの 世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) 知 口栗 口不要 世帯のおもな 仕事と ■4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) □ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □ 6. 仕事をしている者のいない世帯 コその他 口無 (国勢調査の年…令和 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫妻の職業 年 月 通知 確認 届出人署名 甲野 義太郎 甲野 梅子 印 印 (※押印は任意) 事件簿番号 住所を定めた年月日 夫 090 ( 1234 ) 5678 月 先

年 月

受 理

令和 年 月 日

発 送 令和

年 月 日

妻 070 ( 9876 ) 5432

	証人	(協議離婚のと	こきだけ必要です)				
署 名 (※押印は任意)	千景 隆一	印	東京 三郎	印			
生年月日	昭和40 年 5	月 29日	昭和63年 10月 1	0 ⊨			
住 所	千葉県白井市復1123	3番地	東京都狛江市元和泉2丁目35番				
			1-405号				
+ #	千葉県白井市復		東京都狛江市元和泉2丁目				
本籍	1123	番地番	35 æ				

てください。

証人となれるのは、届出人以外で18 歳以上の方です。

**\_ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。** (この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされていま す。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

□面会交流について取決めをしている。 口まだ決めていない。

「面会交流:未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、 継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙 などの方法で交流すること。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。 □養育費の分担について取決めをしている。 「養育費:経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等

取決め方法:(□公正証書 □それ以外)

による収入があっても該当する場合があります) の衣食住に 必要な経費、教育費、医療費など。

□まだ決めていない。

□には、あてはまるものに☑のように

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A | をご覧ください。 面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームベー ジ内にも掲載しています。

○ 法務省 離婚



法務省作成のパンフレット



◎平日の執務時間以外に提出される場合は、事前にお問い合わせください。この場合預かりとなります。 ◎本記載例は一例です。詳細はお問い合わせください。

◎署名は必ず本人が自署してください。